

公園内行為届出書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住 所

団体名

氏 名

連絡先

公 園 の 名 称					
行為を行う場所又は公園施設		使用面積		人数	
行 為 の 内 容					
行 為 の 期 間	年 月 日	午前・午後	時 分	～	
	年 月 日	午前・午後	時 分		
火 の 使 用	有 無				
そ の 他					

※他の公園利用者に迷惑となるような行為を行った場合は、利用を取り止めていただく場合があります。また、発生したゴミは必ず各自でお持ち帰りください。

なお、別紙「利用にあたっての注意事項」をご一読いただきましてから、届出書の提出をお願いいたします。

利用にあたっての注意事項

他の公園利用者や近隣にお住まいの方々を危険にさらしたり、迷惑をかけるような行為はやめましょう。特に、以下のような行為は行わないでください。

- ・ゴルフの練習
- ・バットやラケットなど振り回す道具の使用（※）
- ・サッカーの試合（※）

（※）一部公園内の施設や、「もっとボール遊びができる公園」のエリアは除きます。

- ・簡易プールを持ち込んでの水遊び
- ・スケートボードやインラインスケートの使用（なごみの米屋ぴーちゃんフィールド大谷津（大谷津運動公園）スケートボードパークを除く）
- ・そのほか、他の利用者の迷惑となるような行為

●公園内でのバーベキューについて

- ・直火（たき火）での実施は禁止です。コンロ等を使ってください。
- ・炭や灰、食べ残しなどのゴミは必ずすべてお持ち帰りください。
- ・園内の水道で洗い物や炭の消火等は行わないでください。
（一部公園に整備されているキャンプ場の流し台でのみ、洗い物を行うことが可能です。）
- ・大きな声や音を出さないでください。
- ・飲酒については禁止ではありませんが、マナーを守るとともに、飲酒運転は絶対に行わないでください。
- ・火気を使用しますので、安全な場所で行ってください。

※一部の公園ではバーベキューを行う事が出来ません。詳しくは公園緑地課（0476-20-1562）までお問い合わせください。

●公園内の花火について

- ・午後 10 時以降の花火は禁止です。
- ・打ち上げ花火や音の出る花火は禁止です。
- ・夜間、大きな声や音を出さないでください。
- ・燃えやすい物の近くで花火をしないでください。
- ・花火をする際には、バケツに水をくんでおくなど、火気に十分注意をしてください。
- ・子供だけで花火をしないでください。
- ・使用した花火やゴミは必ず持ち帰って下さい。

※一部の公園では花火を行う事が出来ません。詳しくは公園緑地課（0476-20-1562）までお問い合わせください。

マナーを守らない人が増えると、バーベキューや花火を禁止せざるを得ませんので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、公園内行為届出書の提出をもって使用を確約するものではありません。

他の利用者がいた場合は譲り合っての使用をお願いいたします。